

# 札幌市障がい・医療的ケア児 保育事業について

保育推進課指導担当係

# 説明事項

## (障がい児保育認定)

(1) 認定手続き 診断書等について

(2) 個別指導(支援)計画について

(3) 障がい児保育巡回指導

①相談書等の提出方法について ②認定児童 基本情報について

(4) 補助金について

## (医療的ケア児保育認定)

(5) 医療的ケア児保育事業について

# (1)診断書等について

(障がい児保育認定)

- ◆ 各種手帳を所持していない場合は、札幌市障がい・医療的ケア児保育事業にかかわる判定・療育機関の診断書が必要です。

受診の際、(様式)**別表2 診断書**を保護者へお渡しください。

(発行日より6か月を経過した診断書は無効です)

- ◆ 児童相談所での判定を希望する場合は、

(様式)**1-6 同意書**の提出が必要です。

※判定書は、児童相談所の予約、判定実施、判定書作成まで時間を要しますのでご注意ください。

※判定・療育機関が変更になっています。資料をご確認ください。

・札幌市東部児童相談所も判定・療育機関です。(白石、厚別、豊平、清田が管轄区です。)

## (2)個別指導(支援)計画

(障がい児保育認定)



障がい児保育認定児については、  
児童の状況に応じた指導(支援)計画を  
個別に作成してください。(監査対象)

※ 個別指導(支援)計画の様式に規定はありません。

- ◆ 年間計画ではなく、月別、又は期別
- ◆ 目標、子どもの姿、留意点・配慮事項、反省・評価を記載

## (3)①相談書等の提出方法について

(障がい児保育認定)

<変更>

巡回指導日の10日前までに

スマート申請で提出してください。

予定等の通知はメールでの送付になります。  
スマート申請フォームのURLはメール内に記載します。

## (3)②認定児童 基本情報について

(障がい児保育認定)

「障がい児保育認定児童確認票」から

### 『障がい・医療的ケア児保育認定児童 基本情報』

に様式を変更いたします。

- ※ 新しく認定された児童の作成時、確認票の記載内容に変更があった児童の作成時からご使用ください。
- ◆ 年度初めには記載内容をご確認ください。障がいの程度や他機関の利用状況など、大きな変更が生じた場合は、改めてご提出ください。
- ◆ 保育施設内の情報共有ツールとして、ご活用ください。

## (4)補助金について

(障がい児保育認定)

### ～障がい児保育事業費補助金～

障がい児保育実施施設に対し、保育士の人件費等、障がい児保育の実施に必要な経費について補助を行う。

#### 【補助対象経費】

保育士の人件費のほか、心理士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の利用料金や保育補助者の人件費など、障がい児保育の実施に必要な経費を補助対象とします。

#### 【児童一人当たりの補助額】

◆1号認定児(※1) : 65,300円/月

◆2・3号認定児(※2): 97,320円/月 (増額改定予定)

※1 幼稚園、学法法人立の認定こども園は対象外

※2 幼稚園型認定こども園、地域型保育事業所は対象外

# (5)医療的ケア児保育事業について

～まずは保育推進課へご連絡ください～

保育推進課：211－2985

## 対象児童

恒常的に喀痰吸引、導尿、経管栄養等の医療的ケアを受けることが不可欠な児童

## 利用申し込み(既利用)施設の確認条件

当該児童の医療的行為を行うための看護師(派遣等を含)等の雇用や、施設設備の条件等を考慮し、利用申込(既利用)施設において、当該児童の受入が可能と判断される場合。

※医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、導尿、経管栄養その他の医療行為をいう。

## (5)医療的ケア児保育事業補助金について

### ～医療的ケア児保育事業費補助金～

医療的ケアが必要な児童を受入れるための看護師の person 費等、医療的ケア児保育事業に要する経費の補助。

### 【補助額】

医療的ケア児が1名在籍し、看護師を配置する場合 1施設当たり483,100円/月

医療的ケア児が複数名在籍し、看護師を複数配置 1施設当たり966,200円/月

⇒増額改定予定

### 【加算メニュー】

- ・研修受講支援加算 1施設当たり300,000円/年
- ・医療的ケア児の備品補助 1施設当たり100,000円/年
- ・災害対策備品整備 1施設当たり100,000円/年
- ・園外活動移動支援加算 1施設当たり 40,000円/年